

資料 2

佐倉市健やかまちづくり推進委員会
平成 30 年 8 月 1 日 (水)

「健康さくら 2 1 (第 2 次)」の中間評価と見直しについて

(1) 中間評価と見直しの考え方

佐倉市健康増進計画「健康さくら 2 1 (第 2 次)」は、平成 2 5 年 3 月に策定され、平成 3 4 年度までを計画期間とする 1 0 年間の計画です。計画策定から 5 年後を目途に、市民の現状を踏まえ、国や県の健康増進計画等の動向を注視しながら、計画の中間評価と見直しを実施することとしています。

また、平成 2 8 年 3 月には、自治体に自殺対策の計画作りを義務づける改正自殺対策基本法が成立し、全ての都道府県と市区町村に対し、地域の実情に応じた自殺対策の計画作成が義務付けられました。これにより、「健康さくら 2 1 (第 2 次)」の見直し後の計画では、「(仮称) 佐倉市自殺対策計画」を含有するものとします。

(2) 中間評価と見直しの時期

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
健康さくら 2 1 (第 2 次)					市民健康 意識調査	中間評価 見直し					
健康日本 2 1 (第 2 次)					中間評価						
健やか親子 2 1 (第 2 次)							中間 評価			H36 まで	
健康ちば 2 1 (第 2 次)					中間評価						
佐倉市総合計画 (後期基本計画)	前期計画			後期計画				次期計画			

(3) 中間評価と見直しの方向性

- ①計画の進捗状況や市民健康意識調査結果から中間評価を行います。
- ②国、県の動向を踏まえた計画とします。
 - 健康日本21（第二次）
平成29年度に中間評価（目標に対する実績や取組の評価）を行い、平成30年の夏ごろを目途にまとめることとしている。
 - 健やか親子21（第二次）
平成31年度に中間評価を実施予定。
 - 健康ちば21（第二次）
県も国の健康日本21（第二次）と同様に、平成29年度に中間評価を実施した。
- ③「(仮称) 佐倉市自殺対策計画」を含有した計画とします。
- ④佐倉市総合計画と整合性を持った計画とします。

(4) 中間評価と見直しのスケジュール

- ①市民健康意識調査の実施
 - ⇒平成30年2月～3月
 - 計画の見直しにあたり、市民の皆さまの健康に関する意識や行動、健康づくりに関するご意見などを聞くために意識調査を行いました。
 - *市民健康意識調査報告書 参照
- ②「健康さくら21（第2次）中間評価・見直しプロジェクト」
 - 健康増進課内にプロジェクトを立ち上げ、計画の中間評価及び見直しについて検討しました。
- ③「健康さくら21（第2次）」見直し内容検討
 - ⇒平成30年8月～平成30年12月
 - 佐倉市健やかまちづくり推進委員会を年4回（最大）開催し、計画の中間評価報告書（案）及び見直し後の計画（案）について検討します。
- ④パブリックコメントの実施
 - ⇒平成31年2月
- ⑤見直し後の計画書完成
 - ⇒平成31年3月